

用語の解説

用語の解説

本年報における主な用語の定義は以下のとおりである。

1 職業紹介関係

(1) 一般関係

一般

「常用」及び「臨時・季節」を合わせたものをいう。

常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

(注)「臨時」、「日雇」の名義であっても雇用期間が4か月以上のもの、あるいは雇用期間が4か月未満であっても雇用契約が反復更新され、継続して雇用されることが予定されている場合は常用とみなす。

臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。

(注)「臨時」、「日雇」の名義であっても雇用期間が4か月以上のもの、あるいは雇用期間が4か月未満であっても雇用契約が反復更新され、継続して雇用されることが予定されている場合は常用とみなす。

日雇

労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

全数

「一般」のうち新規学卒者を除き、「フルタイム」と「パートタイム」を合わせたものをいう。

フルタイム

「一般」のうち新規学卒者及び「パートタイム」を除いたものをいう。

パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短いものをいう。なお、本年報では新規学卒者を除いたものをいう。

常用的パートタイム

「パートタイム」のうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

臨時的パートタイム

「パートタイム」のうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、又は季節的な労働需要に対し、若しくは季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労するものをいう。

新規学卒者（新規学校卒業予定者）

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校)において取り扱ったものをいう。

中高年齢者

45歳以上の者をいう。

雇用保険受給者

基本手当(一般求職者給付)に係る受給資格決定後、基本手当の支給(各種延長給付を含む)を終了するまでの者をいう。(高年齢受給資格者、及び短期特例受給資格者は含まない。)

前月から繰り越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。

新規求職申込件数

期間中に新たに受け付けた求職申込の件数をいう。

月間有効求職者数

「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

紹介件数

求職者と求人の結合を図るため紹介した件数(他安定所からの連絡求人分への紹介を含む。)をいう。

就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数(他安定所からの連絡求人分への就職を含む。)をいう。

他県への就職件数

都道府県地域を越える広域職業紹介による就職件数をいう。

新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)をいう。

(注)他安定所から連絡を受けた求人は含めない。

月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

他県への発求人延数

期間中に他都道府県へ連絡した求人の延数をいう。

充足数

自安定所の有効求人が、安定所(求人連絡先の安定所を含む。)の紹介により求職者と結合した件数をいう。

他県からの充足数

都道府県地域を越える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報により就職を確認したもの。

自安定所の有効求人に他県に居住する自安定所の求職者を充足させたもの。

雇用保険受給者の紹介件数

基本手當にかかる受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所が紹介した基本手当受給資格者の紹介件数をいう。

(注)1 受給中に紹介し、終了後に就職が決定した場合はこの項に計上しない。

2 他安定所の雇用保険受給者が自安定所へ直接求職申込をして就職が決定した場合もここに含めて計上する。

雇用保険受給者の就職件数

基本手當にかかる受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

(注)他安定所の雇用保険受給者が自安定所へ直接求職申込をして就職が決定した場合もここに含めて計上する。

(2) 日雇関係

新規求人延数(p54「港湾労働関係の職業紹介状況」に掲載)

日雇に係る新規求人の延数(採用予定人員×採用予定日数)をいう。

月間求人延数(p53「日雇職業紹介状況」に掲載)

「前月から繰り越された有効求人延数」と計上月の「新規求人延数」の合計をいう。

(注)2暦日にまたがる日雇求人は、原則として両月に分けて計上する。

就労実人員

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員(個々人の頭数)をいう。

就労延数

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の延人員をいう。計上に当たっては半日だけの就労でも1人として計上する。

2 雇用保険関係

(1) 求職者給付関係

離職票交付枚数

公共職業安定所長が、離職等により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。

離職票提出件数

基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする者が、公共職業安定所に来所して離職票を提出した件数をいう。

受給資格決定件数

離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受ける資格ありと決定した件数をいう。

(注)受給期間内に就職し再び離職して前の資格に基づく求職者給付を受ける場合は、ここには計上しない。

初回受給者数

同一受給期間内における基本手当等の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

(注)受給期間内に就職し再び離職して前の資格に基づく求職者給付を受ける場合は、ここには計上しない。また、傷病手当の支給を受けたことがある者が、同一受給期間内に他の傷病で再び傷病手当の支給を受けるようになった場合も計上しない。

受給者実人員

求職者給付(高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。)を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

(注)1暦月中に同一給付を2回以上受けた者も実人員としては1人とする。

支給終了者数

所定給付日数又は各延長給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった受給資格者の数をいう。

個別延長給付

有期労働契約が更新されなかつたために、離職した者、または特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日又は30日延長する。(平成21年3月31日から平成29年3月31日までの暫定措置)(法附則第5条)

訓練延長給付

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間(訓練受講のために待期している期間を含む。)内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給すること、及び公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者で、当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が困難であると認めた者について、所定給付日数を超えて(30日から支給残日数を差し引いた日数が限度)基本手当を支給することをいう(法第24条)。

(2) 雇用継続給付関係

受給要件確認件数

基本給付金又は再就職給付金にかかる受給資格の確認処理を行った件数をいう。

初回受給者数

受給資格の確認処理を行った者の中で、基本給付金又は再就職給付金等の第1回目の支給処理を行った受給者数をいう。

受給者数（支給件数）

基本給付金又は再就職給付金、介護休業給付金の支給処理を行った被保険者数をいう。

(注)1暦月中に同一給付を2回以上受けた者も実人員として1人とする。

3 諸比率等(参考)

① 求人倍率 求職者に対する求人数の割合をいう。

$$\text{有効(新規)求人倍率} = \frac{\text{月間有効(新規)求人数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \text{ (倍)}$$

② 就職率 求職者に対する就職件数の割合をいう。

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職者数}} \times 100(\%)$$

③ 充足率 求人数に対する充足された求人の割合をいう。

$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人數}} \times 100(\%)$$

※有効ベースの就職率は月間有効求職者数を、充足率は月間有効求人数を使用。

④ 他県からの流入率

$$\text{他県からの流入率} = \frac{\text{他県からの充足数}}{\text{充足数}} \times 100(\%)$$

⑤ 年度平均 年度(4月～翌年3月まで)の合計を12(12か月)で割ったものをいう。